

平成27年8月7日

各 位

会 社 名 シード平和株式会社  
代表者名 代表取締役 小池 信三  
(JASDAQ・コード 1739)  
問合せ先 取締役管理技術本部長 谷口 茂雄  
(TEL: 06-4866-5388)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年8月7日開催の取締役会において、平成27年9月18日開催予定の第22回定時株主総会に、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### (1) 事業目的の追加

今後の事業内容の多様化に備えて、現行定款第2条について事業目的を追加するものであります。

##### (2) 取締役の員数の変更

今後における新たな事業領域への挑戦や営業エリアの拡大による業容の拡大に備え、経営体制の強化を図るため、取締役の員数を7名以内から10名以内に変更するものであります。

##### (3) 責任限定契約締結適用範囲の変更

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる会社役員が変更されたことに伴い、取締役(業務執行取締役等であるものを除く)および社外監査役ではない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるように、定款第26条の規定について新設するとともに、現行定款第33条の規定について所要の変更を行うものであります。

なお、定款第26条の規定の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

(4) 附則の削除

本附則の効力発生に伴い、削除するものであります。

(5) その他

一部表現の修正および条文の追加に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

(下線は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 建築工事、土木工事の設計、施工、監理および請負業</li><li>2. 建築用材料、住宅設備・機器、室内装飾品の設計、施工、販売</li><li>3. 建築機械、衣料品、日曜品雑貨、食料品、化粧品、スポーツ用品、家具、家庭用電気器具、自動車、貴金属、美術工芸品、事務機器、福祉用具の販売ならびに輸出入</li><li>4. 仮設建物、建築機械、自動車、住宅設備・機器、事務機器、福祉用具のリース業</li><li>5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、交換および鑑定</li><li>6. ホテル・旅館等の宿泊施設、遊技場、カラオケ・ボックス、カルチャーセンター、食堂、レストラン、岩盤浴施設(お湯を使わない温熱療養のための浴場)、マッサージ、結婚式場、会議場、イベント会場の経営および施設の賃貸</li><li>7. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業、生命保険の募集に関する業務</li><li>8. 旅行業</li><li>9. 環境アセスメント、廃棄物の収集、運搬、処理、および資源再利用</li><li>10. 有価証券等の保有、売買および運用</li><li>11. 林業、製材業、木材加工業</li><li>12. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</li><li>13. 病院、老人ホーム、ヘルスケア施設、養老施設の経営および賃貸ならびに介護保険法に基づく居宅介護支援事業</li><li>14. ペットショップ、ペット美容院、動物病院の経営および施設の賃貸</li><li>15. 墓地の造成、分譲および使用権の売買、賃貸業務</li></ol> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役会は、<u>7</u>名以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p style="text-align: center;">(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 建築工事、土木工事の設計、施工、監理および請負業</li><li>2. 建築用材料、住宅設備・機器、室内装飾品の設計、施工、販売</li><li>3. 建築機械、衣料品、日曜品雑貨、食料品、化粧品、スポーツ用品、家具、家庭用電気器具、自動車、貴金属、美術工芸品、事務機器、福祉用具の販売ならびに輸出入</li><li>4. 仮設建物、建築機械、自動車、住宅設備・機器、事務機器、福祉用具のリース業</li><li>5. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、交換および鑑定</li><li>6. ホテル・旅館等の宿泊施設、遊技場、カラオケ・ボックス、カルチャーセンター、食堂、レストラン、岩盤浴施設(お湯を使わない温熱療養のための浴場)、マッサージ、結婚式場、会議場、イベント会場の経営および施設の賃貸</li><li>7. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業、生命保険の募集に関する業務</li><li>8. 旅行業</li><li>9. 環境アセスメント、廃棄物の収集、運搬、処理、および資源再利用</li><li>10. 有価証券等の保有、売買および運用</li><li>11. 林業、製材業、木材加工業</li><li>12. 労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業および特定労働者派遣事業</li><li>13. 病院、老人ホーム、ヘルスケア施設、養老施設の経営および賃貸ならびに介護保険法に基づく居宅介護支援事業</li><li>14. ペットショップ、ペット美容院、動物病院の経営および施設の賃貸</li><li>15. 墓地の造成、分譲および使用権の売買、賃貸業務</li><li>16. <u>前号に附帯する一切の事業</u></li></ol> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第17条 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。</p>

<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第26条～第32条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(社外監査役との責任限定契約) 第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第34条～第35条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第36条～第39条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第1条 第1条(商号)、第12条(定時株主総会の基準日)及び第37条(剰余金の配当の基準日)の規定の変更は、平成26年7月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p> <p>第2条 第35条(会計監査人の任期)の規定にかかわらず、平成26年6月の定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、平成27年の6月30日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は、平成27年9月の定時株主総会終結時にこれを削除する。</p> <p>第3条 第36条(事業年度)の規定にかかわらず、第22期事業年度は、平成26年4月1日から平成27年6月30日までの15ヶ月とする。なお、本附則は、第22期事業年度終了後、これを削除する。</p> <p>第4条 第38条(中間配当金)の規定の変更は、平成27年1月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後にこれを削除する。</p>	<p style="text-align: center;">(取締役との責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第27条～第33条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役との責任限定契約) 第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第35条～第36条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第37条～第40条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p>
---	--

(6) 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定日) : 平成27年9月18日

定款変更の効力発生日(予定日) : 同上

以上